

ケーブルテレビ番組供給者協議会の足跡

1. CATV 番組供給者協議会の設立

■設立に至るまでの経緯

1980年代に入って放送と通信の多様化を目指す動きが高まり、いわゆる「ニューメディア」フィーバーが日本列島で巻き起こった。その目玉のひとつがCATV（ケーブルテレビ）であり、1970年代半ばの第一次フィーバーに続く第二次フィーバーと喧伝された。これによって全国津々浦々に施設を建設することが目論まれたが、肝心なのはそこに流される番組、プログラムであることは自明の理である。

そのような環境下に、後のケーブルテレビ番組供給者協議会の前身CATV番組供給者協議会は、1984（昭和59）年9月に設立された。当時のケーブルテレビ局は、地上波の再送信とコミュニティチャンネルを放送しているのみであったため、ケーブルテレビ向けの番組供給事業者も、ホテル向けに英語ニュースを配信していた（株）日本ケーブルテレビジョン（JCTV）と、コミュニティチャンネル向けに一般番組を供給し始めていた日本映像ネットワーク（株）（JVSN）の2社が存在していたほかに、東北新社のような番組販売を行う動きや、電通のジャパンケーブルネットワーク（JCN）のようにインフォーマーシャル広告付きのベーシックサービスを試みる動きなどが始まったばかりであった。しかし、1982年12月から多チャンネルの都市型ケーブルテレビの設置申請が相次ぎ、1983年、1984年には続々と許可が下りた。開局を目前にして、番組供給の必要性が増すことになったのである。

こうした情勢の中、1983年5月に電通、東宝、NHKの3者に郵政省も加わって、ケーブルテレビ向けソフトの勉強会が始まった。業界の動きが急だったこともあり、勉強会は精力的に開かれ、翌年早々に4者によって一応の方向を確認した。関係者の意見を広く取り入れるため、映連、ATP、民放連、映文連、ビデオ協会の5者の参加を得てプロジェクトが作られ、検討を重ねたのち、1984年7月1日、発起人7名による協議会設立の呼びかけが行われ、9月1日に正式に設立された。

■設立の目的

番組の安定的供給確保のための具体的方策を練ることと、ほかのメディアとの関係のあり方に関する意見交換を行うことが、協議会の主な目的であったが、一番急がれていたのが著作権処理に関するルールの確立であり、同時に供給システムの効率化（テープ配信、衛星配信等）も重要な課題であった。1989（平成元）年に打ち上げが予定されていた通信衛星を利用する番組供給も視野に入れて、検討することになっていた。

■協議会の組織

協議会の組織としては3名の代表幹事、15名以内の幹事、3名の会計監事を選任し、事務局には専任の事務局長を1名置くこととした。代表幹事には勉強会に参加した東宝の大橋雄吉氏、電通の塚本芳和氏、NHKの植田豊氏の3名が選任

された。この構図は組織改正の行われた1997(平成9)年まで続いた。また、事務局を補佐するために、代表幹事3者の出身母体から3名の運営委員が指名されて、協議会の運営にコミットした。こうした組織の下に実際の作業を行う業務・著作権・技術の3部会が置かれ、業務部会長には電通、著作権部会長、技術部会長にはNHKのしかるべき立場の人が就任した。

■協議会の会員

アメリカで通信衛星を利用したケーブルテレビ向けの番組供給事業が始まったのは1975(昭和50)年で、劇映画やスポーツのペイサービスを提供していたペイサービスのHBOが始めたものだが、その成功に刺激されたスーパーステーションWTBSが翌年参入した。1980年にはニュースや情報を配信するCNNやスポーツ専門のテレビ局ESPNも参入し、アメリカのケーブルテレビは活況を呈していた。

こうした事情から日本での都市型ケーブルテレビ局の開局を前にして、番組供給事業の可能性について大きな関心を寄せていた時期でもあった。そのためソフト制作者や放送事業者およびCATVオペレーターのみならず、新聞・通信社、映画、出版、私鉄、商社、広告、金融、建設、電気通信、公益法人など、さまざまな分野の企業が加盟し、単一事業者としての組織というより、多様な業種を包含した幅広い組織となった。

2. 1980年代の協議会活動

■著作権問題への取り組み

協議会発足とともに、早急に取り組まなければならない課題は、著作権問題であった。特に手近なテレビ番組の再送信は、ケーブルテレビ事業者にとって欠かすことのできないサービス領域だったが、個々の番組の権利処理となると、スタッフも少なく、経験も浅い事業者では無理があるため、権利者団体との間での包括契約が望まれていた。

しかし、協議会は任意団体であり、統一的な要求を持って権利者団体と交渉を進めるだけの条件が煮詰まっていなかった。そこで著作権部会は、この面での交渉をNHKと民放連に依頼するという結論を出し、1986(昭和61)年10月にその準備を進めるよう、両者に申し入れる決定を行った。その後、各権利者団体との具体的な交渉もそれぞれの専門領域の事業者で進められ、1987年4月の「劇場用映画のCATV供給に関する覚書」(日本映画製作者連盟)を皮切りに、放送番組(NHK・民放連)、外国映画の吹き替え(音声連・東北新社)に関する覚書が、権利者団体との間で取り交わされた。

■著作権ハンドブックの発行と著作権セミナーの開催

著作権部会が「だれにでもわかるCATV著作権の手引き」として「著作権ハンドブック」の発行を決めたのは、1988(昭和63)年10月である。直ちに編集委員会が設けられ、関係者からの質問の収集、目次構成、執筆分担が決められて、翌年3月に『CATVと著作権～番組制作・供給の手引き～』と題して発行された。

協議会はこの著作権ハンドブックの発刊を機に、セミナーを開催して啓蒙活動



第1回サマーセミナー「CATVと著作権」開催[1989年7月]

をすることを決め、その第1回をサマーセミナー「CATVと著作権」と題して1989年7月に開催した。このセミナーはその後、毎年秋に時期を移し、協議会解散まで続けられた。

■通信衛星(CS)利用に向けた活動

アメリカのケーブルテレビ事業の発展は、通信衛星を利用した番組供給に負うところが多いと認識していた郵政省は1985(昭和60)年11月、「本格的衛星時代を迎えたCATVの普及促進に関する調査研究会」(スペース・ケーブルネット(SCN)調査研究会)の設置を発表し、翌年6月に報告書が提出された。この報告書を受けた形で、1986年11月にスペース・ケーブルネット推進懇談会が設置され、協議会からも代表幹事や事務局長が参加している。

こうした動きに呼応するように1986年から1987年にかけて、(株)衛星チャンネル、(株)スター・チャンネル、(株)ジャパン・スポーツ・チャンネル企画などの供給会社が設立されたが、当時の番組供給はビデオテープの宅配によるパッケージ供給が中心で、衛星を利用した専門チャンネル供給は具体性を持っていなかった。協議会でも業務部会を中心に、衛星利用をめぐる加盟社やオペレーターの関心、動向を把握するために、さまざまな調査を行った。

1986年の段階で、協議会の加盟社で番組供給計画を持っている事業者は78社あり、そのうちの3分の1に当たる24社が、衛星を利用した専門チャンネルでの供給を考えているとの回答であった。オペレーターへのヒアリング調査では「衛星は番組供給にとって不可欠な伝送手段であるが、ケーブルテレビ局の現状からすると利用料金が割高で負担が大きい」との声が多く、初期の利用段階では一定の配慮の必要性をうかがわせている。

スペース・ケーブルネット推進懇談会も、ケーブルテレビの普及を促進するためには地上波とは差別化されたサービスをする必要があり、そのために衛星を利用したチャンネル単位の専門番組供給を実現する必要があると強調した。これまでのパッケージ供給で1日24時間、専門番組で1チャンネルを構成するには、コスト的にも無理がある。これを克服するには衛星を利用する以外にないという指摘である。協議会の試算でもビデオテープの宅配便による供給では1日当たり1万8,000円が必要であり、100局では180万円かかることになる。それが衛星を利用すれば1日、中継器を借用しても170万円済む。衛星受信が100局を超えれば、宅配便より安くなる計算であった。

■『番組供給者便覧』の発刊と「供給番組基準」の策定

『番組供給者便覧』の発行が始まったのは、1988(昭和63)年10月である。オペレーターに番組を利用してもらうために、どのようなチャンネルがどのような形で供給されているか、あるいは供給されようとしているかを知ってもらう基礎情報として発刊され、「フェスティバルCATV'88」の初日に刊行された。B5判75ページのコンパクトなもので、掲載された専門チャンネル(パッケージ供給)は17、そのうち既にサービスを開始していたのは10チャンネル(領域)であった。この便覧も毎年発行され、協議会解散まで続いた。

1988年5月にスペース・ケーブルネット推進懇談会は「CATV新時代宣言」を発

表したが、この中で「スペース・ケーブルネットの円滑な事業展開を図るためには、番組供給事業者においても、番組の制作・供給の段階で有線テレビジョン放送法その他の法令に適合するよう十分な配慮が要請される」と述べ、業界による統一コードの策定が望ましいと指摘した。

これを受けて協議会では、業務部に作業部会を設置して「自主基準」の策定に向けて検討を始めた。NHKや民放連のほか新聞協会、映連、映倫、また主要なケーブルテレビ事業者から関係資料を提供してもらったり、専門家からのレクチャーを受けるなど、精力的な検討を進めたうえ、1989年3月の幹事会の審議を経て、4月1日、「供給番組規準」が制定された。前文には「番組供給事業者は、この自主基準を守り、言論と表現の自由を確保し、公共の福祉と文化の向上に尽くさなければならない」とある。

■海外視察ツアーの取り組み

1980年代の後半は、民間通信衛星の打ち上げスケジュールが目前に迫っていたこともあり、これをどう有効に利用していくかが関係者の関心事であった。そのためさまざまな視察ツアーが実施されたが、その大部分はシステムオペレーターの見学に、重点が置かれていた。

そこで協議会では1987(昭和62)年5月に、アメリカの番組供給事業の実務を研修する「第1回海外視察ツアー」を実施した。実質7日間でベーシック、パイ、パイパービューなど、合計17チャンネルを取材するハードスケジュールだったが、レクチャーは新鮮で熱気あるものだった。この視察ツアーはその後、時期をNCTA大会に合わせ、ケーブルテレビ3団体の共催で実施され、現在も毎年実施されている。

3. 衛星利用開始直後の協議会活動

■専門チャンネルのサービス開始

1989(平成元)年3月にJCSAT1号機、6月にスーパーバードA号機が打ち上げに成功した。同時に衛星利用契約約款が発表され、わが国初の純民間衛星による番組供給事業が円滑に進むように、契約条件やタリフに関しての折衝が行われた。

番組供給事業者の衛星配信対応は素早く、年内に9チャンネル、翌年に8チャンネルと1年間に17チャンネルがサービスを開始した。内訳はニュース4、映画5、スポーツ2、音楽2、娯楽3、こども向け1で、地上波では期待できないケーブルテレビ向け専門チャンネルがそろった。この中にはワンワールドテレビジョン(韓国、台湾関係チャンネル)のように撤退したのものもあるが、現在もケーブルテレビ向けの基幹チャンネルになっているものが多い。これと軌を一にしたように都市型ケーブルテレビ局の開局も相次ぎ、1989年だけでも17局が開局。累計で41局となっている。

■「ソフトプレゼンテーション」の開催

通信衛星による番組配信を基本とした多チャンネルサービスの内容を周知するため、協議会は1990(平成2)年6月に、「スペースケーブルネット・ソフトプレゼンテーション」を東京の明治記念館で開催した。これはケーブルテレビ3団体の共

催で行われ、通信衛星で番組供給を行う事業者15社が1社20分の持ち時間で、ビデオによるチャンネル内容の紹介、供給時間や料金体系を説明した。また、会場には27インチテレビ14台が配置され、CS経由のすべてのケーブルテレビ向け専門チャンネルが生中継されて、注目を集めた。

このソフトプレゼンテーションは、翌年の1991年6月に大阪の万博公園内にあるオオサカ・サンパレスでも開催され、会場のどこからでも映像をはっきり見ることができる大型映像装置「タラリア」でのソフト紹介は大変好評で、大きな反響を呼んだ。

■有料衛星テレビ計画の波紋

1990(平成2)年1月、スーパーバードA号機で配信を行う番組供給事業者8社を中心とした組織、スカイポートセンターが、ケーブルテレビ局のない地域でも、希望する家庭やホテル、事業所などに、直接番組を有料で配信するという計画を発表し、放送界に大きな衝撃を与えた。NHK、民放などの地上波をはじめ、日本衛星放送、日本CATV連盟など放送関係者が、計画の中止を求める要望書を郵政省に提出し、郵政省も「結果的に不特定多数が利用できることから、この種のサービスは通信ではなく、放送に当たる」として、一般家庭へのサービスを中止するよう要請した。スカイポートセンター側も最終的には家庭への個別配信を断念することで落ち着いた。

この問題に対する協議会の基本的な考え方は、「放送と通信の境界領域的サービスに関するヒヤリング」(1988年9月)で表明した意見に尽きている。「最低100万の受信者がコストを負担するのでなければ、スペース・ケーブルネットビジネスは成立しない。自主放送可能なCATVが40万世帯に過ぎない現状では、その事業展開に大きな危惧を抱かざるを得ない。従って現行法の枠組みの中で個別受信を認めることは困難であるとしても、可能な限り受信許容範囲を広げ、CATV向け番組供給事業を可能とする条件を確保することが重要である」との表明は、その後、郵政省による放送と通信の境界領域サービスに関する研究や、委託放送事業と受託放送事業という枠組みの制度化を可能とする放送法の改正、そして「放送普及基本計画」などの変更を経て現実のものとなり、CSテレビ放送(CS委託放送事業)の道が開けたのである。

■スーパーバードA号機事故

1990(平成2)年12月20日、スーパーバードA号機に不具合が生じ、通信不能となった。この衛星を使用していたのは衛星チャンネルなど9チャンネルだったが、そのサービスができなくなったのである。協議会事務局は「可能な限り速やかに、代替通信衛星(JCSAT)にすべてのチャンネルが移行できるよう配慮されたい」旨の要望書を作成し、緊急幹事会で内容を確定したのち、郵政省と宇宙通信、日本通信衛星の両社に要望書を手渡した。業務部会を中心とする「受信障害対策調査検討委員会」を招集して対応策を検討したが、日本CATV連盟も番組供給体制の早期復旧や視聴者対応、番組供給事業者との善後策に向けた活動を行っている。

こうした経過を経て、事故発生から8日目の12月28日に、全チャンネルが

JCSATに移行して、サービスが再開された。これらのチャンネルがスーパーバーードに復帰したのは、B号機打ち上げ以後の1992年4月で、事故発生から1年4か月後である。

■技術部会がワーキンググループ(WG)報告書を発表

技術部会は協議会発足以来、ワーキンググループを作ってケーブルテレビに関するさまざまな技術的な課題を検討し、その都度報告書を作成してきたが、1992(平成4)年3月、それらの報告書をまとめて発表した。テーマは、①番組切り替え信号(ネットQ)の導入、②機器の保守基準/ビデオテープ、③映像品質の維持管理、④SCNテクニカルポイント～通信衛星の受信と画質～、⑤オペレーターアンケート調査結果である。このうちネットQの導入は、オペレーターがCM枠の差し替えを自動的かつ確実にを行うための技術として、1988年からフィールドテストを含む基礎実験を積み上げてきていたもので、伝送方式の検討、ハードウェアの試作まで行った。機器の保守基準や映像品質の維持管理は、ケーブルテレビの普及にとって、良質な画像を提供することが何よりも重要であるという認識から、日本CATV連盟や日本CATV技術協会の協力を得て、現状を調査するとともに、管理基準について提案したものである。

4. 協議会を取り巻く状況の変化

■CSテレビの開局

1992(平成4)年2月、CSテレビの申請を行っていた番組供給事業者6社が、委託放送事業者として認定された。このうち、スター・チャンネルと日本ケーブルテレビジョン(CNN)が4月に、スペースシャワーとジャパン・スポーツ・チャンネル(スポーツ・アイESPN)が5月に開局して、CSテレビがスタートした。放送する番組はケーブルテレビ向けと全く同一であるが、この6社を中心に「CSテレビ協議会」が同年10月に発足した。

また、この動きに合わせてCSテレビ広告協議会(CAB JAPAN)が発足し、広告メディアへの認知と広告収入増を目指す活動を開始した。

■社団法人化をめぐる

番組供給事業の公共的性格から、組織を法人化して社会的責任をより明確な形で示すのが当然だとの認識は早い時期からあり、1989(平成元)年5月に代表幹事を中心に法人化推進委員会が設置され、検討が進められた。そして、1992年3月に開かれた第21回幹事会で、法人化に関する基本方針が確認され、この問題に関する組織内手続きは一応の完了を見た。

しかし10月に「CSテレビ協議会」が設立されたため、社団法人化を見送らざるを得なくなった。その理由は、両者の構成員がダブっていたために、組織統合の青写真が描けない限り、協議会の法人化を進めるのは困難であり、CS放送の事業動向を見極める必要もあったからである。その後、「CSテレビ協議会」は「CS放送協議会」と改称され、1998年6月、社団法人衛星放送協会の発足とともに解散した。

■CSデジタル放送の開始と競争の激化

CSデジタル放送が始まる前年の1995(平成7)年には、スペース・ケーブルネットによる専門チャンネルは25チャンネル、CSアナログ放送は13チャンネルだったが、1996年10月、パーフェクTVが放送を始めると、CSデジタル放送のチャンネルは一挙に57チャンネルに達した。さらにディレクTVの登場、JスカイBとパーフェクTVとの合併によるスカイパーフェクTVの登場によって、チャンネルは300を数えるに至った。

番組供給事業者も順次アナログからデジタルへ移行し、ケーブルテレビに配信したので、新規参入者も含めケーブルテレビに配信しているチャンネルは2000年時点で、100近くに上った。その結果、限られたチャンネルをめぐる獲得競争は熾烈を極め、過度の競争は採算を度外視した低料金の設定や、配信料金の根拠となる加入者数についての不信など、憂慮すべき事態まで引き起こした。

■組織名称の変更と理事長制の導入

1997(平成9)年7月10日、CATV番組供給者協議会が第12回通常総会を開催し、組織名称を「ケーブルテレビ番組供給者協議会」に改めるとともに、理事長制の導入を決定した。同時に行われた理事長・副理事長の選任で、従来の東宝、電通、NHKの3者に加え、CSサプライヤーの代表として東北新社が新たに加わった。また部会の名称も事業推進委員会、著作権委員会、技術委員会と変更した。

■委員会活動

著作権委員会は毎年秋に著作権セミナーを開き、1999(平成11)年11月に、日本ケーブルテレビ連盟と共同で『著作権法100年 ケーブルテレビと著作権』を発刊したが、事業推進委員会や技術委員会は講演会の開催、ケーブルテレビ関連施設の見学など、啓蒙的な活動を精力的に行っていた。一番熱心に活動したのは、1990年に業務部会に設置された衛星利用専門委員会で、オペレーターとの契約遵守問題、共同購入問題等を話し合うとともに、日本ケーブルテレビ連盟と2者懇談会を開き、オペレーター・サプライヤー間の供給実務上の諸問題についても話し合いを行った。

5. ケーブルテレビ番組供給者協議会の解散

2001(平成13)年7月18日、第16回通常総会が開催され、集団指導体制による代表理事制を導入した。代表理事の最大の課題は協議会の将来方向を決めることであった。

協議会が当初掲げてきた使命は、著作権処理に関するルールの確立と供給システムの効率化の二点であったが、いずれも既に実務運用されており、したがって協議会設立初期の目的はおおむね達成されたと考えられた。その間、衛星放送協会も誕生し、協議会の半数近くがその会員でもあった。メディア多様化の時代にあっては、単一のメディア向けの業界は成立しにくい。しかも、近年退会による会員社の減少が著しく、現状のままでは組織として維持していくのは極めて難しい。

こうした認識から、同年12月に代表理事・運営委員会議を開き、協議会の今



ケーブルテレビ番組供給者協議会第16回通常総会で感謝状を贈られた塚本芳和氏(左)と大橋雄吉氏(右)
[2001年7月18日]

沿革Ⅱ

後の方向について話し合いを行い、翌年2002年3月29日の第41回理事会に問題提起をした。その結果、理事会の議論では「将来方向検討プロジェクト」を設置して、このプロジェクトが6月の理事会に答申を出し、7月の総会に提案することとなった。

将来方向の選択肢としては、存続、ケーブルテレビ連盟との合併、衛星放送協会との合併、そのほかの方策の4案が考えられたが、プロジェクトとしては協議会の機能と会員社の継承を、ケーブルテレビ連盟と衛星放送協会にお願いするという結論を出した。

2002年7月17日の第17回通常総会にこの提案がかけられ、賛成多数で可決された。その後、プロジェクトはケーブルテレビ連盟や衛星放送協会と引き継ぎのための話し合いを重ね、両団体から好意的な文書による回答を得たため、2003年2月17日の臨時総会で、3月31日をもって解散することを決議した。

その後、連盟および衛星放送協会への引き継ぎ事務を2003年3月末までに完了し、その時点で事務局も閉鎖した。連盟への引き継ぎは①協議会正会員を連盟正会員として受け入れること、②ケーブルテレビ番組供給に係る事業、業務を継承すること、③残余財産を継承すること(現預金、電話加入権、固定資産、保存資料類)であり、これらは約束どおりに実践されている。